



定年退職者（短時間再任用職員）用

令和4年度 退職準備のしおり

令和5年度から新たに短時間再任用職員となる方は御覧ください。

※短時間再任用職員を終了された方は「短時間再任用終了職員用」のしおりを御参照ください。



目次

提出必要書類

退職時の提出必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

健康保険制度

組合員資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

退職後の各種事業の概要

年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

福利厚生委託事業（リロクラブ）・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

地方職員共済組合大阪府支部
(大阪府総務部人事局総務サービス課)

令和5年2月

(提出必要書類)

退職時の提出必要書類（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ

TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 4154 直通：06-6944-6083

退職時に提出が必要な書類は、下記のとおりです。期限に遅れないように手続きをお願いします。

※以下、チェックリストとして御活用ください。

全員提出必要書類（所属総務担当者へ提出）

✓	提出書類	様式番号	提出期限	留意事項
	組合員異動報告書	①	2月17日（金）	※年金項目参照
	退職届書	②		

(健康保険制度)

組合員資格（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ

TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 4154 直通：06-6944-6083

短時間再任用期間中は、共済組合員の資格が継続するため、現在御使用中の組合員証・被扶養者証等（健康保険証）は引続き御使用いただけます。

(退職後の各種事業の概要)

年金（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ

TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 2150・2155 直通：06-6944-7608

※短時間再任用職員となると、第3号厚生年金被保険者（地方公務員が加入）から第1号厚生年金被保険者（民間被用者等が加入）に変更になります（変更になるのは「厚生年金」のみで、「健康保険」については、引き続き地方職員共済組合に加入）。この手続き上、共済組合への退職届が必要となりますので御提出をお願いします。（なお、年金事務所へは所属から被保険者資格届の提出が必要）

老齢厚生年金の請求については、支給開始年齢に達する前に、最後に加入していた被用者年金制度の機関から請求書が送付されます。

退職後、住所・氏名等に変更があった方は、当共済組合まで御連絡ください。

併せて、地共済のホームページに掲載している「年金（老齢・障害・遺族）のしおり」も御参照ください。

在職中の病気や怪我のため現在障害の状態にある方は、一定の要件を満たす場合、障害厚生年金を受給することができる可能性があります（65歳以降は、一部請求手続きができなくなりますので御注意ください）。お心当たりのある方は、地方職員共済組合大阪府支部までお問い合わせください。

保健事業（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局企画厚生課健康管理グループ
TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 5771～5773 直通：06-6910-6825

○人間ドックについて

地共済の「人間ドック」を受診していただけます。
毎年4月に募集しますので、受診を希望される方は申し込んでください。

○特定保健指導について

有効期限内の受診券をお持ちの場合又は特定保健指導の指導期間中の場合につきましては、退職後も利用できます。

福利厚生委託事業<リロクラブ>（地方職員共済組合）（大阪府職員互助会）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ
TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 2154・2159 直通：06-6941-8810

★ふろむな倶楽部に関すること 0120-982-674（ふろむな倶楽部カスタマーセンター）まで

一般組合員会員（互助会加入）から短期組合員会員（互助会非加入）として、引き続きリロクラブを利用できます（一部のサービスを除く）。

リロクラブの利用にあたっては、短時間再任用職員に任用された日以降、改めて短期組合員会員としての登録が必要となりますので、下記により登録をお願いします。

なお、現在のリロクラブ会員証（互助会会員証を兼ねる）は、退職日の翌日をもって効力を失いますので、大阪府職員互助会に返却していただくようお願いします。

【短期組合員会員登録方法】

- URL にアクセス ⇒ 会員 ID ・ 仮パスワード入力 ⇒ ログイン ⇒ パスワードの変更 ⇒ 登録完了
 - URL：www.fukuri.jp/osaka
 - 会員 ID：職員番号（組合員番号の下6桁）
 - 仮パスワード：職員番号（組合員番号の下6桁）

※年度替わりなどの繁忙期には、すぐに登録できない場合（最長1カ月）があります。しばらく期間をおいて再度の登録手続きをお願いします。

（御参考）～福利厚生倶楽部定年退職お祝い制度（福利厚生倶楽部の案内から抜粋）～

「ふろむな倶楽部」に加入されていない方で加入を希望される方は、福利厚生倶楽部会員（一般組合員会員・短期組合員会員）の間に必ず申請して下さい。会員資格が切れると申請できません。

◇お祝い内容

「ふろむな倶楽部」スタンダード会員権利プレゼント（永年分）

◇「ふろむな倶楽部」とは

福利厚生倶楽部OBの皆さま向けメンバーシップです。国内2,000ヶ所以上の宿泊施設が最大90%OFF、その他グルメやレジャー施設など様々なサービスが会員特別料金で御利用いただけます。

◇申請資格

申請時に福利厚生倶楽部の会員資格を有する会員御本人で、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に定年（※）を迎える方。

※特別退職の方も対象となりますが、自己都合で退職される方は対象外となります。

※福利厚生倶楽部会員（一般組合員会員・短期組合員会員）の方で「ふるむな倶楽部」に加入されていない方についても、上記に関わらず福利厚生倶楽部会員（一般会員・短時間会員）の間であれば申請できます。

◇申請方法

リロクラブの会員専用サイト（www.fukuri.jp）より「定年退職お祝い」で検索し、詳細ページ下部にある[お申し込みはこちら]ボタンよりお手続きください。

◇申請締切：令和5年3月31日

※上記締切りに関わらず福利厚生倶楽部会員（一般組合員会員・短期組合員会員）の間であれば、申請することが可能です。会員資格が切れると申請できません。

◇備考

V I 月会員は、月会費 1,000 円+消費税でスタンダード会員よりさらにお得な特典で御利用いただけます。

※「定年退職お祝い制度」に関する詳細は、福利厚生倶楽部の「ふるむな倶楽部」に関するサイト（<https://www.fromnow.jp/next/>）を御覧ください。

貸付事業（地方職員共済組合）

問合せ先：大阪府総務部人事局総務サービス課福利厚生・認定グループ

TEL：06-6941-0351（府庁代表）内線 2154 直通：06-6944-6854

貸付未償還金について

（1）退職手当からの一括償還

退職手当から控除による一括償還となります。退職手当から控除する手続は共済組合が行いますので、御本人の手続は不要です。なお、退職手当が支給されるまでの月数に応じて利息も控除されます。

（2）退職手当全額を控除しても、なお未償還金残額がある場合

未償還金残額を、直接、共済組合へ一括振込していただくこととなります。（金額は共済組合から連絡します。）

（3）貸付残高の照会

貸付未償還残高の電話照会については、受付しておりません。

総務事務システムのトップページから「人事給与福利厚生各種申請・届出 出勤簿」をクリックし「情報照会」を選択し、「共済互助情報照会」より共済貸付情報（※）を確認することができます。パソコン未配備の職員又は派遣職員等は代行入力担当者にお問い合わせください。

※金額はその時点の元金残額であり、退職手当から控除される償還額とは異なります。

また、ボーナス併用償還されている場合は、経過利息も控除されます。

退職後の組合員貸付について

1 退職時の貸付金の弁済

共済組合の貸付制度は、現役の組合員の方に対する福祉事業であり、退職により組合員の資格を喪失された方は、継続して貸付制度の適用を受けることができません。

そのため、現在、共済組合から貸付けを受けている組合員の方が退職した場合は、退職後に支払われる退職手当から貸付金の残額及び利息を一括して控除する方法により、弁済していただくことになります。

2 団体信用生命保険に係る保険料

団体信用生命保険に加入されている方は、貸付金の残額等を弁済する月まで団体信用生命保険の保障期間となりますので、退職手当が支給される月の分まで保険料を納めていただくことになります。

なお、この保険料は、1年分を年1回納付していただいておりますので、保障期間終了後の月の分があれば返還いたします。

【例】納付月が4月である方が、4月に支払われる退職手当により残額等を弁済する場合



◆詳細につきましては、地方職員共済組合大阪府支部の貸付担当者にお問い合わせください

退職手続に係る各種様式（知事部局用）

様式① 組合員異動報告書

様式② 退職届書

組合員異動報告書

様式第1号

組合員証記号番号		地・大阪													
(フリガナ)				生年月日		昭和・平成									
組合員氏名						年		月		日					
(フリガナ)															
現住所															
区別		転出先						備考							
転出	他の組合へ転出														
異動及び種別変更年月日		令和 年 月 日													
異動等理由 (○をつける事)		転出 ・ 営利法人への派遣 ・ 退職 ・ 死亡 ・ その他 () ・ 種別変更													
異動日前に営利法人へ派遣されていた者についてはその派遣団体名															
組合員種別の変更		新種別				旧種別									
地方職員共済組合大阪府支部長 様															
令和 年 月 日															
所属所長名 人 事 局 長															
(所属名)															

令和 年 月 日	取扱者印
組合員証返納済	

記載例

【様式①】

組合員異動報告書

組合員証の右上に記載の番号を記入してください。

様式第1号

組合員証記号番号		地・大阪		3	2	2	1	1	0	0	1	0	0
(フリガナ)	キョウサイ タロウ			生年月日		昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日							
組合員氏名	共済 太郎												
(フリガナ)	オオサカフオオサカシチュウオウクオオテマエ												
現住所	大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番43号												
区別	転出先												
転出	退職（資格要件を満たさなくなった場合を含む）される場合は退職日、異動される場合は異動日、種別変更される場合は種別変更日を記入してください。												
異動及び種別変更年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日												
異動理由 (○をつける事)	転出 ・ 営利法人への派遣 ・ 退職 ・ 死亡 ・ その他 () ・ 種別変更												
異動日前に営利法人へ派遣されていた者についてはその派遣団体名	種別変更の場合は必ず記入してください。												
組合員種別の変更	新種別	短期組合員		旧種別	一般組合員								
地方職員共済組合大阪府支部長 様	退職日、異動日、種別変更日のいずれかを記入してください。												
令和 ● 年 ● 月 ● 日	所属所長名 人事局長												
退職時の所属機関名を記入してください。	(所属名 ○○○○○○課)												

退 職 届 書

地方職員共済組合大阪府支部長 様

令和 年 月 日

下記のとおり退職しましたので届け出ます。

組合員であつた者の氏名	(フリガナ)	支 部 名	大 阪 府 支 部
		組 合 員 証 記 号 番 号	地・大阪
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		
退 職 年 月 日	令和 年 月 日	退 職 時 の 所 属 機 関	
住 所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	TEL () -	
	(フリガナ)		
退 職 後 の 住 所 変 更 予 定 (令和 年 月頃)	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	TEL () -	
	(フリガナ)		
退 職 後 の 再 就 職 予 定	令和 年 月 日付	TEL () -	～就職予定
上記の日において、退職したことを証明する。			
令和 年 月 日			
所属所長 人 事 局 長			

記入例

退職届書

※種別変更のみ（一般組合員⇒短期組合員）
の場合にも提出が必要です。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

地方職員共済組合大阪府支部長 様

下記のとおり退職しましたので届け出ます。

組合員であつた者の氏名	(フリガナ) キョウサイ タロウ 共済 太郎	支 部 名	組合員証の右上に記載の番号を記入してください。
生 年 月 日	昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	組合員証 記号番号	地・大阪 3 2 2 1 1 0 0 1 0 0
退職年月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	退職時の 所属権限	〇〇〇〇〇〇課
退職日（種別変更日）を記入してください。		派遣されていた方は、退職時（種別変更時）の派遣元所属を記入してください。	
0 0 8			
住 所	(フリガナ) オオサカフオオサカシチュウオウクオオテマエ 大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番43号	記入時点での住所を記入いただき、在職中（種別変更前）に住所変更された場合は、住所変更手続きを行ってください。	
退職後の 住所変更予定 (令和〇〇年〇〇月頃)	〒 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (フリガナ) 〇〇ケン〇〇シ〇〇〇〇〇チョウ 〇〇県〇〇市〇〇〇〇町〇丁目〇-〇	TEL (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
退職後の 再就職予定	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日付 〇〇〇〇株式会社	退職後（種別変更後）に住所変更される予定がある場合、記入してください。	
再就職の予定がある場合のみ、記入してください。 種別変更の場合は記入不要です。		～就職予定	

令和 年 月 日

所属所長 人 事 局 長